

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	特別区民税・都民税 特別徴収税額通知書の発送業務の委託について（業務内容の追加）
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：総務部税務課）

事業の概要

事業名	特別区民税・都民税 特別徴収税額通知書の発送
担当課	税務課
目的	特別区民税・都民税の賦課徴収
対象者	特別区民税・都民税の特別徴収義務者（事業者）及び納税義務者（従業員）
事業内容	<p>1 事業概要</p> <p>特別区民税・都民税の賦課徴収のため、毎年5月10日頃に特別区民税・都民税 特別徴収税額通知書（以下「税額通知」という。）（※1）を区から特別徴収義務者（事業者）あてに発送している。税額通知発送の流れは、次のとおりである。（資料44-1）</p> <p>（1）税額通知への印字出力処理（住所、氏名、税情報等）</p> <p>（2）税額通知の封入封かん処理後、発送</p> <p>現在は、上記（1）を区（情報システム課）が実施し、上記（2）を業者に委託している。しかし、下記2のとおり、安全性の向上や事務の効率化が見込まれることから、上記（1）及び（2）の業務を併せて委託し、一体的に業務を実施することとする。</p> <p>また、平成29年度の特別徴収推進事業開始に伴い、税情報の秘匿措置に対する要望があることから、従業員用の税額通知（資料44-1のBの通知）の圧着加工を新たに開始する。本業務については、圧着加工枚数が約7万枚と膨大で職員による対応が困難なため、業者委託することとする。</p> <p>※1 税額通知には税額通知（事業者用）、税額通知（従業員用）、納入書、案内チラシ等を同封する。</p> <p>2 変更理由</p> <p>（1）安全性の向上</p> <p>現在の業務委託では、個人情報や印字した膨大な紙帳票（平成29年度は約4万3千通、ダンボール箱約182箱分）を業者に引き渡し、業者がトラック等により作業所まで運搬している。そのため、仮に紛失した場合、個人情報の流出に直結してしまう。しかし、変更後は、暗号化した印字データを業者に引き渡すため、仮に紛失した場合にも、個人情報が流出するリスクが軽減される。</p> <p>（2）事務の効率化</p> <p>近年、税額通知の件数は増加傾向にあり、平成29年度の当初発送件数は約4万3千通であったため、印字出力処理後の帳票管理事務（帳票の保管、ダンボール箱への付番等）が煩雑であり、大きな負担であった。しかし、変更後は当該業務を業者が行うため、事務の効率化が図られる。</p>

**件名 特別区民税・都民税 特別徴収税額通知書の発送業務の委託について
(業務内容の追加)**

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税 特別徴収税額通知書の発送
委託先	入札後に委託先を決定
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<ol style="list-style-type: none"> 特別徴収義務者(事業者)の情報 住所、事業者名、特別徴収税額、指定番号(※1)、法人番号 納税義務者(従業員)の情報 住所、氏名、宛名番号(※2)、受給者番号(※3)、税情報(所得額、所得控除額、課税標準額、特別徴収税額、月ごとの納付額) ※1 新宿区が事業者へ付番した6桁の識別番号 ※2 新宿区が従業員へ付番した事業者内の連続番号 ※3 事業者が従業員へ付番した識別番号
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(ポータブルハードディスク)
委託理由	従来から委託を実施していた税額通知の封入封かん業務に加え、税額通知の印字出力処理業務も併せて委託することにより、安全性の向上や事務の効率化を図る。また、税額通知(従業員用)の圧着加工を新たに開始するが、枚数が膨大で職員による対応が困難なため、本業務も併せて業者委託する。
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> 税額通知への印字出力処理業務 特別徴収義務者(事業者)の情報及び納税義務者(従業員)の情報を税額通知へ印字出力する。 税額通知の封入封かん発送業務 税額通知(従業員用)を圧着加工後、封入封かんし、区の検査後、郵便局に持ち込み、発送する。 ※下線は今回の追加部分
委託の開始時期及び期限	平成30年4月1日から税額通知発送日(5月14日)の約1週間後まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 委託にあたり提供する情報は、納品時に記録媒体の返却を求めるほか、一時的に記録した際には、記録媒体等のデータ消去済の証明を提出させる。 委託にあたり提供する情報は、暗号化を実施し、パスワードは事前に受託事業者へ提供する。 必要に応じて、区職員が立入り調査を行い、個人情報の管理及び保管状況の確認を行う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 委託先に、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例を遵守させる。 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。また、電磁的媒体の処理に際しては、使用者を制限させる。 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。 区が提供した電磁的媒体及び紙媒体の個人情報等の運搬には、鍵付ケースに入れ、複数で対応するなどの措置を講じさせる。 委託にあたり区から提供された情報は納品時に返却させ、電子計算機に記録された個人情報は消去させる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。